

諮問番号 5 嘉総務第 7 2 1 号 (令和 5 年 1 0 月 2 7 日諮問)

審査庁 嘉麻市長

事件名 令和 4 年度給与所得にかかる住民税に関する処分についての審査請求

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

嘉麻市（以下「処分庁」という。）が審査請求人 A に対して行った令和 4 年度給与所得にかかる住民税に関する処分（以下「本件処分」という。）に関し、審査請求人 B 及び同 C に審査請求適格は認められず、その審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第 45 条 1 項の規定により却下するのが相当である。

本件処分に係る審査請求人 A の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、同法第 45 条 2 項の規定により棄却するのが相当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 同一生計世帯員のうち一人でも住民税の課税をされると、世帯員全員が課税世帯として介護保険料や国民健康保険税等が非課税世帯と比較して増税されるため、審査請求人 B 及び同 C も審査請求適格を有する。
- (2) 本件処分は不適法である。また、本件処分の根拠法令である地方税法及び嘉麻市税条例 24 条 2 項が定める市民税の均等割を課さない場合の課税基準（以下「本件課税基準という。」）は、住民税が非課税となる生活保護世帯が受ける取扱い等に鑑みて著しく不合理であり、処分庁が本件課税基準を見直さないことも含めて憲法 14 条・25 条に違反する。

## 2 処分庁の主張

本件処分は、地方税法及び嘉麻市税条例に基づき、適法かつ適正になされたものであり、何ら違法・不当な点はない。

## 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

### 1 審査請求人 B 及び同 C が審査請求適格を有するか否か

(1) 本件処分の相手方は審査請求人 A であり、審査請求人 B 及び同 C は本件処分の相手方ではないため、審査請求適格（行政不服審査法 2 条）を有するか否かにつき問題となる。

(2) 「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解される（最判昭和 53 年 3 月 14 日）。

この点、審査請求人 B 及び同 C が主張する介護保険料は、嘉麻市介護保険条例に基づき、被保険者ごとに算定されて課されるものであり（介護保険法 129 条 2 項）、また、国民健康保険税は、嘉麻市国民健康保険税条例に基づき、世帯主を納税義務者として算定されて課されるものである（地方税法 703 条の 4）。

(3) よって、本件処分の相手方ではない審査請求人 B 及び同 C が本件処分によって法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるとはいえず、同人らに審査請求適格は認められない。

### 2 本件処分が適法か否か

審査請求人 A に 5500 円の県民税・市民税の均等割を課した本件処分は、地方税法及び嘉麻市税条例その他の法令に基づき適正に算定されたものであり、適法である。

### 3 憲法 14 条・25 条違反の主張について

審査請求人らは、本件課税基準それ自体及び本件課税基準が見直されな  
いことについて、憲法 14 条・25 条違反があると主張する。

しかしながら、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ違憲立法審査権を  
有しないから、嘉麻市税条例により定められた本件課税基準が違憲である  
として処分の違法を判断することが出来ないものと解される。

#### 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、審査請求人 B 及び同 C の審査請求は審査請求適格がなく  
不適法であるから、行政不服審査法第 45 条 1 項の規定により却下されるべ  
きであり、審査請求人 A の審査請求には理由がないから、同法第 45 条 2 項  
の規定により棄却されるべきである。

### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 1 0 月 2 7 日付けで審査庁である嘉麻市長から行政不服審査法第  
4 3 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同日の審査会において、調査審議し  
た。

### 第 5 審査会の判断の理由

#### 1 審査請求適格について

審査請求は、「行政庁の処分に不服のある者」がなしうるが（行政不服審  
査法第 2 条）、それは当該処分について不服申立をする法律上の利益がある  
者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を  
侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。しかるに、審査請  
求人 B 及び同 C は本件処分の相手方ではないから、当該処分により自己の  
権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるお

そのある者ということとはできず、同人らに審査請求適格は認められない。

## 2 本件課税基準の憲法適合性、本件処分の適法性について

審査請求人は、本件処分が不適法であるとともに、本件課税基準に関し、

- ①被保護世帯との関係でその取扱いが著しく不合理であり、憲法の平等原則（憲法14条1項）に反すること、②被保護世帯を下回る生活水準となり得る点で著しく不合理であり、憲法25条1項及び2項に反すること、③処分庁が本件課税基準を見直すことをしないという立法行為の不作为が憲法14条、憲法25条1項及び2項に反することを主張するものと考えられる。

しかし、審査庁は行政機関であり、法令の有効無効を判断する違憲審査権を有しないから、行政上の不服申立てにおいては、審査庁は、一見明白かつ重大な瑕疵の存在が認められない限り、当該法令の合憲性を前提として審査するのが相当である。そして、本件処分の根拠法令である地方税法及び嘉麻市税条例に基づく本件課税基準について、一見明白かつ重大な瑕疵が存在するとは認められない。したがって、当審査会は地方税法及び嘉麻市税条例をそのまま適用し、本件課税基準の憲法適合性に瑕疵はないものとして扱う。

また、賦課事務は地方税法及び嘉麻市税条例その他の法令に基づく事務であり、本件処分はそれらの法令に基づき適法かつ妥当に行われたものであるため、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。他に本件処分の適法性に影響を与える事情もない

## 3 以上の理由により、前記第1のとおり結論する。

令和5年12月14日

嘉麻市行政不服審査会

委員 古本 栄一

委員 斎藤 博之

委員 松岡 智